

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和3年1月4日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和2年12月18日（金） 10時50分～11時20分
開催場所	第3庁舎 4階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 村山市民生活部長、小日向環境推進課長、吉田環境推進課主査、市原環境推進課主任 〔政策推進会議メンバー〕 尾崎総合行政部長、川幡総務部長、松永市長公室長、榎本人事課長、近藤財政課長、外立秘書政策課長 〔関係部課〕 中森都市整備部長、渋谷上下水道部長、八木市政情報課長、篠崎防災危機管理課長、滝田都市計画課長、細田道路課長、吉田下水道施設課長 <p style="text-align: right;">（計17人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	小日向環境推進課長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	「志木市災害廃棄物処理計画」について
結 果	指摘事項の修正を行った上で、意見公募手続に係る庁議付議を行うこととなった。
事務局職員職氏名	松田秘書政策課副課長、本間秘書政策課主査
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

外立秘書政策課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<志木市災害廃棄物処理計画について>

- ・小日向環境推進課長より、志木市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）について概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

平成23年の東日本大震災や平成27年の関東・東北豪雨などの災害発生を踏まえ、平成27年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法が改正されるとともに、平成29年3月には埼玉県災害廃棄物処理指針が示された。

本計画は、志木市地域防災計画等の下位計画として、「東京湾北部地震」、「関東平野北西縁断層帯地震」及び「荒川氾濫による洪水」を想定し、災害発生時における災害廃棄物の処理について、適正かつ円滑な処理と再生利用を図るため、方針等を定めたものである。

なお、本計画は計画期間を設定せず、地域防災計画の改定等に合わせ適宜見直しを行うことで実効性を確保するとともに、発災後は、本計画に基づいた実行計画を策定し、災害廃棄物処理を実施するものである。

主な内容は、次のとおり。

（1）平時の備え

組織体制や協力・支援体制の構築、一般廃棄物処理施設等における災害廃棄物処理可能量の把握、仮設トイレの備蓄

（2）災害廃棄物の種類を明示及び発生量の推計

生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の発生量の推計

（3）処理期間及び発災前後の時期の区分

災害発生から最長でも3年以内で処理することを目指し、初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けるなど、処理に係る基本的な流れの提示

（4）仮置場（一次・二次）の資料

仮置場の推計面積を算出するとともに、設置場所は災害の種類や規模等により様々であることから、公有地である公園の面積を資料として掲載

（※学校用地については、避難所となっていることや廃棄物処理完了前に学校の再開等が見込まれることから除いている。）

計画の構成については、志木市地域防災計画にならい、地震編及び風水害編とし

て災害ごとに区分した。

○質疑

関係部課：地域防災計画の下位計画ということよろしいか。

担当部課：災害廃棄物に特化した地域防災計画等の下位計画である。

関係部課：13ページの説明がなかったが、災害廃棄物処理に関して、中心的な役割を担う組織として交通衛生班と下水道班が示されているが、下水道班としての役割は何か。

担当部課：14ページに記載のとおり、下水道施設においてし尿処理ができるかなど、被災状況の把握及び連絡を主に担っていただく。

関係部課：仮置場については、実際に災害が発生した時に設定するということが良いか。

担当部課：122ページを参照いただきたい。仮置場が想定される公園の面積と留意点を示しており、例えば、洪水時「×」と記載された公園でも浸水が解消されれば仮置場として開設できる場合もあれば、道路が遮断されたことにより仮置場として開設できない場合など、災害の種類や規模に応じて対応が変わることから、仮置場はその都度設定する。

関連部課：河川区域の公園は洪水時浸水してしまうが、掲載するのか。

担当部課：公園面積として掲載している。

メンバー：仮置場の場所及び設置は誰が判断するのか。

担当部課：災害対策本部である。

メンバー：そもそも公園を仮置場として良いのか。

関連部課：災害等の場合はやむを得ない。

関連部課：河川敷は国や県の管轄のため、発災時に調整はできないことが想定されるため、事前に調整をした方が良いのではないか。

担当部課：埼玉県清掃行政研究協議会において、広域処理となった場合、県の協力が得られる体制が整っている。

メンバー：志木地区衛生組合と協定等締結しているのか。

担当部課：本計画は、一般廃棄物処理施設である志木地区衛生組合とも協議・調整を図りながら作成している。

メンバー：30ページの表3-3に市内小中学校等における合併処理浄化槽等の掲載があり、その中で施設ごとの種別の記載があるが、これは震災・水害どちらを想定しているのか。志木市地域防災計画と乖離している。

担当部課：防災危機管理課と掲載方法について調整する。

関係部課：33ページにある想定地震災害の概要をみると、マグニチュードの大きさ

に比例して災害廃棄物量が多くなっていないがなぜか。

関係部課：この数値は、国が震源の場所や地震のタイプなどにより算出した数値であり、本市の場合は、想定する地震のうち、マグニチュードが低い東京湾北部地震の方が災害廃棄物量が多い想定となっている。

メンバー：30ページの表3-3のうち、志木第二中学校について、防災用便槽の障がい者用がゼロとなっているが、整備しないのか。

担当部課：障がい者用を整備する。

○結論

指摘事項の修正を行った上で、意見公募手続に係る庁議付議を行うこととなった。

3 閉会

外立秘書政策課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。